7　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表を除く。）
［略］	［略］	
［略］		
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表を除く。）
［略］	［略］	
［略］		

［8　略］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一～十七　略］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

［一　略］

二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　略］

様式第１（第２条第１項関係）

［第１表　略］

第２表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数　　年３月31日現在

サービスの種類

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名

7　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第六表を除く。）
［同上］	［同上］	
［同上］		
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表及び第六表を除く。）
［同上］	［同上］	
［同上］		

［8　同上］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一～十七　同上］

備考　［同上］

［一　同上］

二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　同上］

様式第１（第２条第１項関係）

［第１表　同左］

第２表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別単位料金区域別契約数　　年３月31日現在

サービスの種類

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名